

公的年金の 2019 年財政検証で浮かび上がった喫緊の課題

－基礎年金の保険料拠出期間の 65 歳まで延長が重要－

目 次

はじめに

1. 2019 年財政検証結果の分析
2. 財政検証結果が示す喫緊の課題
3. オプション試算の位置づけ
4. 被用者保険の更なる適用拡大（オプション試算 A）について
5. 基礎年金の保険料拠出期間の延長（オプション試算 B-①）について
6. 基礎年金の保険料拠出期間の延長を阻むものとその対応策
 - （1）基礎年金の保険料拠出にかかる任意加入期間の拡大
 - （2）在職老齢年金の取り扱いとの関連

おわりに

2019 年 11 月

株式会社久保総合研究所

年金数理人 久保 知行

（日本大学経済学部 講師『年金論』担当）

<要約>

待ちに待たれていた公的年金の財政検証が、オプション試算とともに、2019年8月27日に公表された。その財政検証結果を見ると、前回5年前の2014年検証と大差のない結果と総括されているが、その主因は、出生率の改善であり、厚生労働省の説明やマスコミ報道では、出生率改善のための努力の必要性を、もっと強調する必要があると思われる。

その財政検証報告で示された喫緊の課題は、前回検証でも浮かび上がった基礎年金の劣化に、いかにして対応するかという点ではないか。全国民を対象とし、公的年金の土台である基礎年金の減額調整の方が、現時点では多くの非正規労働者を排除している上乘せの厚生年金の減額調整よりも長くなるという本末転倒の状況の解消は、それこそ本腰を据えて早急に取り組まなければならない課題であろう。この異常な事態の背景には、基礎年金の減額調整が、基礎年金拠出金の人員規模で見ると全体の1割強程度でしかなく、資産規模も厚生年金勘定の1割に満たない国民年金勘定によって決定されるということがある。なお、「百年安心」の実態は、百年後の赤字の5年分が次の財政検証での負の要因として繰り越される「百年しか持たない」という構造である。

基礎年金の代替率の向上には、本来は、こうした構造の是正・再構築が必要であるが、当面の対策としては、給付は65歳からで拠出は60歳までとなっている異様な基礎年金の保険料拠出期間を、オプション試算B-①で示されたように、65歳（20歳から45年）に延長することが重要である。ただし、厚生年金の被保険者についても定年はまだ60歳が主流で、雇用延長が逐次行われている状況に鑑みれば、自営業者等の第1号被保険者についての国民年金の保険料拠出を直ちに強制的に延長することは現実的ではないので、当面は任意加入期間を、20歳から60歳までの間の保険料拠出期間を加えて、現在の40年から45年に延長して、65歳までの保険料拠出期間の引き上げの足がかりとするのが適切と思われる。

なお、オプション試算Aで示された適用拡大については、そもそも厚生年金から多くの非正規労働者を排除している状況が世界的に見ても異様なのであり、その是正は、正義と公平の名において当然の事である。それなのに、むしろ、国庫負担増が問題となる拠出期間延長よりも、適用拡大の方が与しやすい的な発想が感じられることの方が、憂慮される状況である。適用拡大が、オプション試算A-③の1050万人拡大まで進めば、その時の国庫負担の増加は、拠出期間延長よりずっと大きくなる。

国庫負担増の問題については、在職老齢年金の見直し問題とも関わってくる。年金制度の枠内だけでは解決の困難な問題であり、税制と連携した、カナダのクローバック制度の応用も検討すべき問題であろう。

図表一覧

- 図表 1 2004 年年金改定以降の基礎的ケース（想定）の推移
- 図表 2 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化
- 図表 3 基礎的ケースⅢにおける 2100 年以降の収支の状況
- 図表 4 財政検証結果：ケースⅢ（出生中位、死亡中位）
- 図表 5 オプション試算 A における適用拡大対象者数
- 図表 6 公的年金全体の資金の流れ
- 図表 7 ケースⅢとオプション A-③の基礎年金拠出金対象者数
- 図表 8 オプション試算 A-③ 一定以上収入に適用拡大（約 1,050 万人）の場合
- 図表 9 オプション B（保険料拠出期間の延長と受給開始時選択）の全体像
- 図表 10 ケースⅢとオプション B-①の基礎年金拠出金対象者数
- 図表 11 オプション試算 B-① 基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合
- 図表 12 「経過的加算」のイメージと計算式
- 図表 13 国庫負担額の推移とケース間の差異
- 図表 14 在職老齢年金制度の概要
- 図表 15 カナダのクローバック制度の概要
- 図表 16 高所得者に対する年金額の調整（クローバック）の試み

- 参考図表 1 ケースⅢとオプション試算 A-③との比較【厚生年金勘定】
- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 2 | 同 | 上 | 【国民年金勘定】 |
| 3 | 同 | 上 | 【拠出金対象者・代替率】 |
- 参考図表 4 ケースⅢとオプション試算 B-①との比較【厚生年金勘定】
- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 5 | 同 | 上 | 【国民年金勘定】 |
| 6 | 同 | 上 | 【拠出金対象者・代替率】 |

はじめに

ようやくにして、公的年金の財政検証が、オプション試算とともに、2019年8月27日に公表された。公表が遅れたことについては、7月の参院選という政治情勢が影響したのであろうが、財政検証を分析した上で、課題を抽出し、それらに対する対応策の財政的影響を試算するという本来の流れからすれば、財政検証結果の報告が遅れたことは、やはり残念でならない。

ただ、一方で、年金財政問題が、政治的な対立や思惑の中に巻き込まれず、生じた追加の時間を活用して、充実したオプション試算の提示につながったことは評価できる。物事には、表裏があるが、この財政検証・オプション試算の公表時期も、そのような二面性をもって評価されるべきものであろう。

ただし、財政検証報告が遅れ、その分析が後回しになったことは、問題をはらむ事態である。今回の財政検証結果については、5年前の前回2014年財政検証と大差ない結果であったと簡単に総括されているが、大きな違いがある。前回2014年財政検証の基礎的ケースEで代替率50%を確保できたのは、2009年財政検証でも批判された経済前提の高めの設定であったのに対し、今回の財政検証が前回と大差ない結果になっているのは、何といても出生率改善によるものであったと思われる。この点からして、公的年金制度にとっては出生率改善のための努力が、極めて重要であり、その効果が出るのには10年単位の期間を要することからすれば、その重要性は、いくら強調しても過ぎることはないが、厚生労働省の報告や説明でも、マスコミ報道でも、この点の強調が希薄なのは、極めて残念である。

オプション試算は、「百年安心」の政治的呪縛から、前回検証で年金局が脱却を図ったものと考えて評価しており、今回も、その充実が行われたことは高く評価できる。しかしながら、オプション試算に盛られた施策は当面のものであり、現行制度の在り方について、改めて吟味しているものではない。そのことは、かえって財政検証の結果を通して公的年金の在り方を考えるという本来の考察を弱める逆効果をもたらすものでもある。

実際にも、財政検証で示された基礎年金の劣化という最大の課題に対して、本来的なオプション試算B-①の基礎年金の保険料拠出期間の延長という重要な施策が、国庫負担増という財源論のみで後回しにされ、オプション試算Aの適用拡大の方に、関心や議論が傾いているという状況を招いている。

元より、65歳から支給なのに60歳までで拠出を打ち切るという基礎年金の保険料拠出も異様だし、被用者のためと言いながら非正規労働者を広範に排除している厚生年金の有様も異様である。そうした問題に取り組むのに、カネ（財源）ばかりに目を向けるべきではない。まず、あるべき姿、大義や正義あるいは公平を、旨とすべきではないか。本稿は、そうした視点の下に、財政検証報告で示された問題点について論じるものである。

1. 2019年財政検証結果の分析

まず、2019年財政検証の結果について見てみよう。結果については、詳細に資料が示されている¹。ここでは、そのうちの基礎的ケースと考えられるものに絞って見ていきたい。それについて、2004年年金改定以降を振り返ってみたのが、図表1である。

図表1 2004年年金改定以降の基礎的ケース（想定）の推移

	2004 年年金改定	2009 年財政検証	2014 年財政検証	2019 年財政検証
基礎的ケース	基準ケース	基本ケース	ケース E	ケース III
物価上昇率	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%
賃金上昇率 (対物価)	2.1% (+1.1%)	2.5% (+1.5%)	2.5% (+1.3%)	2.3% (+1.1%)
運用利回り (対賃金)	3.2% (+1.1%)	4.1% (+1.6%)	4.2% (+1.7%)	4.0% (+1.7%)
出生率中位 <参考：低位>	1.36→1.39<1.10> (2000→2050年)	1.26→1.26<1.06> (2005→2055年)	1.39→1.35<1.12> (2010→2060年)	1.45→1.44 <1.25> (2015→2065年)
平均寿命 (死亡中位) <参考：死亡低位>	男 77.64→80.95 歳 女 84.62→89.22 歳 (2000→2050年)	男 78.53→83.67 歳 女 85.49→90.34 歳 (2005→2055年) 男 84.93、女 91.51	男 79.55→84.19 歳 女 86.30→90.93 歳 (2010→2060年) 男 85.14、女 91.90	男 80.75→84.95 歳 女 86.99→91.35 歳 (2015→2065年) 男 86.05、女 92.48
代替率(停止年)	50.2% (2023年)	50.1% (2038年)	50.6% (2043年)	50.8% (2047年)
うち厚生年金	21.8% (2023年)	23.4% (2025)	25.0% (2018年)	24.6% (2025年)
うち基礎年金	28.4% (2023年)	26.8% (2038)	26.0% (2043年)	26.2% (2047年)
注目点		運用利回り	運用利回り	出生率
計算最終年	2100年	2105年	2110年	2115年

(出所) 筆者作成

これを見ると、基礎的ケースでも（おおむね）百年後の代替率は50%を確保できるとしていたことが、非常に危うい前提に立ってきたことが分かる。まず、第1回の2009年財政検証で問題視されたのは、経済前提、なかでも運用利回りであった。実は、この時に基礎的ケースとして示された経済前提は、2004年年金改定の際のものとは異なり、運用利回りを高めに見込んだものであり、2004年年金改定の際に基準ケースとしたものと同列の前提に立てば、50%を割り込んでいたのである。

このことは、当然、批判の的となった。筆者ですらも、朝日新聞の紙上で批判を行ったほどである。ただ、作業を担った厚生労働省年金局の苦悩は理解できる。後述するように、百年しか持たない年金財政を、「百年安心」と銘打った政権下でのプレッシャーは、すさまじいものがあったと想定され、わずか5年後の初回財政検証でつまづくことなど、絶対に

¹ 厚生労働省ホームページ「将来の公的年金の財政見通し（財政検証）」
社会保障審議会年金部会第9回（2019年8月27日）資料と同じものである。

許されない状況であったと思われるからである。

こうした批判をあげた経済前提について、年金局は、2014年財政検証では、それまで3通りであった経済前提を8通りに増やし、基準ケースを明示しないという立場をとった。だが、この時においても、基礎的ケースと想定されるケースEの経済前提では、2009年の基準ケースよりも運用利回りを高く設定しており、そのことが代替率50%確保につながったものと考えられる。ただし、この時点での経済情勢は、いわゆるアベノミクスによる超低金利政策により、株価や景気が回復している状況にあった。また、少子高齢化による生産年齢人口の減少が露わとなり、女性や高齢者の一層の労働参加が求められる状況となっていた。ケースEは、そうした労働参加が向上するシナリオに属するものであり、その場合の経済前提として設定されたものである。ともあれ、この2014年財政検証においても、カギを握ったのは、運用利回りであった。

では、今般の2019年財政検証は、どうであったか。基礎的ケースのケースIII（出生中位・死亡中位。以下では、このケースIIIを今回の基礎ケースとして参照する）の経済前提をみると、2014年財政検証のケースEよりも少し抑えたものとなっている。年金局の説明では、「経済前提は控えめに設定」としているが、これは、過去2回の財政検証において、高めの運用利回りの設定に頼らざるを得なかったことを、今回は脱却できたことへの安堵の気持ちが発露したものと思われる。

では、今回のカギは何であったのか。経済前提の設定に関わった委員からも、「経済前提に関してはやや弱含みに今回設定」しているので、「結果が少し恐ろしかった」という発言が出てきている²。これに対する年金局の回答は明確とは言えないが、図表1を見れば、出生率の改善が最大の要因であることは明らかである。5年ごとに行われる財政検証は、5年ごとに実施される国勢調査に基づく将来人口推計をベースとしているが、それによる出生率の見込みが、前回の財政検証の場合よりも改善しているのである³。

このことは、財政検証において示されている。ケースIIIで通常参照されるのは、出生中位の推計によるものであるが、出生低位とした場合の影響は、代替率に▲3%～▲5%の引き下げ影響があるとされており、ケースIIIの出生低位（死亡中位）なら、2046年に国民年金の積立金が枯渇するとされている（「財政検証」20・21頁）。図表1に見るように、前回2014年財政検証の時の出生中位は、今回の出生低位ほどには低くはなく、今回の出生中位と出生低位の中ほどであるが、いずれにしても、前回の出生中位を前提にすれば、今回の基礎的ケースのケースIIIで代替率50%を割り込んでいたことは間違いない。

よって、今回の財政検証が示す最大の教訓は、出生率の向上に引き続き最大限の努力を

² 社会保障審議会年金部会第9回（2019年8月27日）議事録の米澤委員の発言以下、「議事録」（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204770_00014.html）として参照。

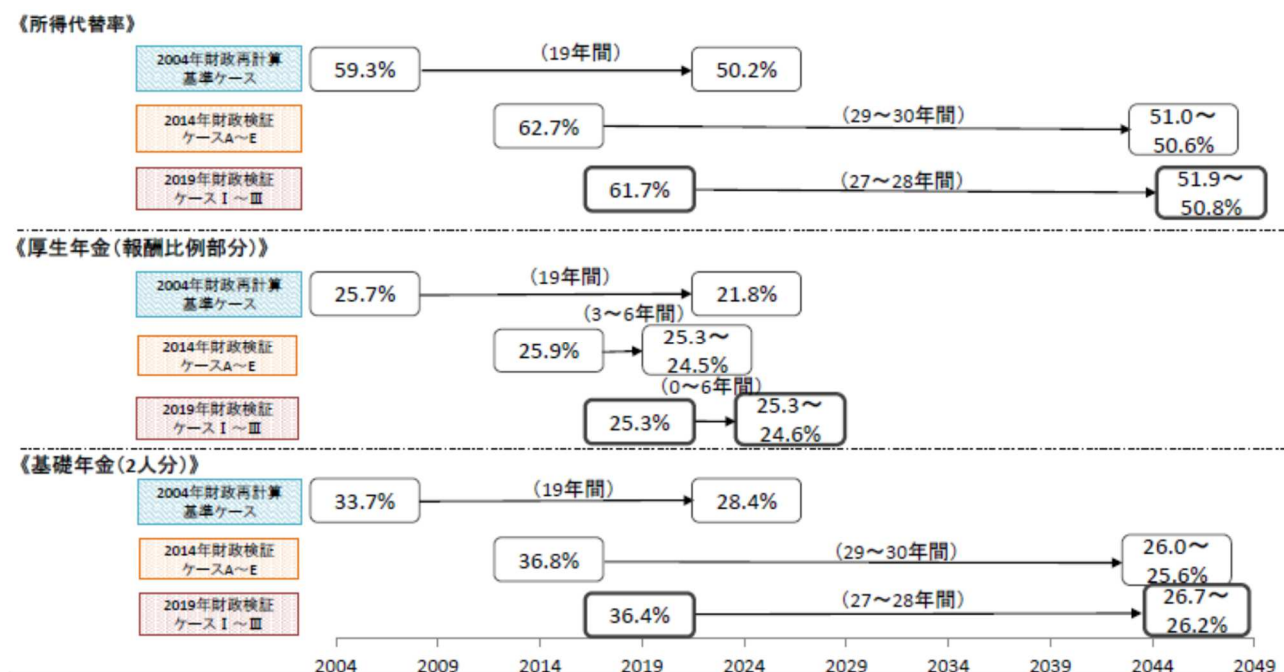
³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/i/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp）

必要とするということであり、そのための子育て支援などが極めて重要であるということである。このことを、年金局は強調しておらず、マスコミ報道も大きく取り上げていないのは、非常に残念である。出生率向上の施策が効果を表すのには時間がかかり、10年ほど見る必要があるとも言われているので、この点はいくら強調しても過大と言うことはない。

2. 財政検証結果が示す喫緊の課題

では、次に、財政検証結果が、どのような課題を提示しているのかを見てみよう。このことのポイントも、財政検証で「所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化」として、下記の図表2のように示されている（「財政検証」22頁）。

図表2 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化



前回財政検証から、とされているが、ここには 2004 年年金改定時の状況も示されている。ここで大きな問題となるのが、マクロ経済スライドの調整終了時期である。2004年改定時には、基礎年金も厚生年金も、どちらも同じ年に調整終了となるように設定されていた。というより、この時は保険料水準を決定する時点でもあったから、国民年金勘定と厚生年金勘定のおのおのにおいて、同じ年に調整終了となるように保険料水準が設定されたということであろう。

ところが、表示されていないが、初回の 2009 年財政検証で、この調整期間の同時終了が崩れてくる。考えてみれば、そうなるのは当たり前で、保険料水準が決まった上で、国民年金勘定および厚生年金勘定のそれぞれにおいて、百年後の年金資産が給付費の1年分となるようにするわけであるから、同時終了になる方がまれなのである。

しかし、筆者は、このことには注意を払わなかった。その時点での関心は、他の年金専門家と同様に、高く設定された運用利回りをはじめとする経済前提にあった。この問題を明確に意識して指摘していたのは、社会保障審議会年金数理部会で、その報告書の中で、次のように指摘している⁴。

○懸念事項（vi 頁）

- ・ 現在、日本経済は明確にデフレから脱却できている状況ではなく、前提としている賃金上昇率等が高めの設定になっている可能性がある。

○国民年金の財政の詳細な分析（vii 頁）

今回の財政検証・財政再計算では、報酬比例部分より基礎年金部分についてのマクロ経済スライドによる調整期間が長くなっている。このことは基礎年金水準についての議論につながるものであり、重要な論点となる可能性がある。

○経済変動の影響の計測（同）

現在の財政検証・財政再計算は、長期的な経済前提について一定の数値で見込むこととしているが、実際の経済においては、景気の変動がないということは考えられない。公的年金制度の財政に大きな影響を与えているマクロ経済スライドは、物価や賃金が下落する局面では働かないこととなるため、今後、景気変動によりマクロ経済スライドが働かない時期の存在も考慮した財政検証・財政再計算を行っていく必要がある。

筆者は、上記の「懸念事項」に気をとられ、「国民年金の財政の詳細な分析」への注意を怠ったわけで、不明を恥じ入るしかない。なお、「経済変動の影響の計測」で指摘されているマクロ経済スライドの発動不全も重要な問題で、2014 年財政検証からは景気変動も織り込んだ計算が行われているが、この時点で問題視されていたのは、図表 2 にあるように、2004 年改定時に 59.3%であった代替率が、物価と賃金が下落したことと、過去の物価下落時に年金額も引き下げるべきところ政治的判断による特例で据え置いたことにより、マクロ経済スライドが発動しない（結局、10 年間発動せず）ことであった。そして、その代替率の高止まりは、賃金が下落する中では基礎年金の方での影響が大きく、基礎年金 2 人分の代替率は、2004 年改定時の 33.7%が、2014 年財政検証時点では 36.8%にまで高まっていたのである。このことが、基礎年金についてのマクロ経済スライドを、より厳しいものとした面はある。

しかし、特例措置も解消した 2014 年財政検証では、この基礎年金の代替率の下落が大きな問題となった。国民全体を対象とし、公的年金の土台として位置付けられるべき基礎年金の減額調整の方が、被用者に限定して支給される上乘せの厚生年金部分の減額調整よ

⁴ 社会保障審議会年金数理部会の報告書『平成 21 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証』（2011 年 3 月 28 日）要旨より

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001kr28-att/2r9852000001kwru.pdf>)

りも長くなるというのは、真つ当な事態ではあるまい。このことは、労働市場においてフリーランスのような被用者とならない働き方が増えていることに対しても、公的年金の有効性を弱めるものでもある。

そして、2014年財政検証で示された基礎年金減額の長期化の問題は、2019年財政検証においても変わらないことが示されている。もちろん、経済前提などが違っているから、単純な比較はできないのであるが、トレンドとしては変わっていない。

実は、この点については、「百年安心」というコンセプトそのものに内在する面もある。2004年改定より前の年金財政のチェックである財政再計算においては、百年という限定した期間ではなく、永久の期間についての計算を行っていた。もっとも、その場合においても、遠い将来の収支を現時点で評価すれば小さな額になるから、永久の期間ということで見込んでいたのは、百年後以降における収支差、少子高齢化の下では不足額を現時点での評価額に加えていたということである。

ところが、これを百年という期間に限り、その時点での年金資産は給付の1年分あればよいということにしたのである。すなわち、「財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」を保有できるように、給付額を調整するものとしている⁵。その結果、どうなっているか。2009年財政検証では、基礎的ケースについては、将来の収支の明細も財政検証本体の報告に含まれていたが、2014年財政検証でも今回でも、経済前提のケースが大きく増えたことにより、この収支明細は、詳細報告の方にしか掲載されていない。しかし、大事な点であるので、基礎的ケースのケースⅢ（出生中位、死亡中位）について、見てみよう（「財政検証詳細」10～12頁）。

図表3 基礎的ケースⅢにおける2100年以降の収支の状況（単位：兆円）

国民年金	収入				支出		収支差	積立金	
	年度	合計	(保険料)	(運用収入)	(国庫負担)	合計			(拠出金)
	2100	9.1	2.7	0.6	5.8	9.2	9.2	▲0.1	24.5
	2110	10.1	3.1	0.5	6.5	10.4	10.3	▲0.3	21.9
	2115	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	11.0	▲0.4	18.9
厚生年金	収入				支出		収支差	積立金	
年度	合計	(保険料)	(運用収入)	(国庫負担)	合計	(拠出金)			
	2100	154.1	107.3	17.3	29.5	164.0	59.1	▲9.9	436.2
	2110	165.2	120.2	11.6	33.3	184.8	66.6	▲9.6	287.0
	2115	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	▲26.1	169.9

⁵ 国民年金法第16条の2、厚生年金保険法第34条

図表3にあるように、この場合のほぼ百年後として表示されている2115年の収支差を見ると、厚生年金勘定で26.1兆円の赤字（その年の支出規模対比で13%強）、国民年金勘定で0.4兆円の赤字（同4%弱）となっている。次回5年後の財政検証では、この5年分の赤字が計算に入ってくるのであるから、人口や経済の前提が同じであっても、年金財政の状況は確実に悪くなる。見方を変えれば、今回のケースⅢでも、105年先までの計算をすれば、代替率は50%を割り込むことになるということである。「百年安心」を「百年しか持たない」とするゆえんである。

3. オプション試算の位置づけ

ここでオプション試算の性格ないし位置づけについて、整理しておきたい。2009年の初回財政検証では、このようなものは示されていない。2004年改定を行った直後であるから、制度に手を加えるようなものを年金局が提示できなかったことは、容易に推察できる。オプション試算は、前回の2014年財政検証において登場するわけであるが、膨大な作業を伴うものであり、経済前提が8通りになったこともあり、年金局での担当者の甚大な労苦はいかばかりだったか、と思わせるものである。

このオプション試算の提示は、百年安心で代替率が50%確保なら問題なしとするのが財政検証の目的ではあるものの、それだけでよいのか、時代に応じた調整を加える必要はないのか、と問いかけるものであったと言えよう。財政検証結果を踏まえた制度改革の検討を促進する上での材料提供として、筆者も高く評価している。見方を変えれば、ようやく、2004年改定での「百年安心」という強い呪縛から解き放たれるようになったということでもあろう。

ただし、オプション試算は、財政検証と一体のものではない。今回、財政検証結果の公表が8月末までずれ込んだ（前回はオプション試算も含めて2014年6月3日に報告）ことについての批判があるが、それは当然であろう。そもそもオプション試算の報告は、財政検証結果の報告と同時である必要はないし、同時であるべきものでもない。本来のステップは、財政検証結果が報告され、それを踏まえた上で、問題点や対応策を吟味し、そうした対応策の財政的効果を試算する、という流れであろう。

今回も、オプション試算の多くの部分は、前回と同様の時期に報告可能であったものと思われる。それを抑止したのが7月の参院選であったことは想像に難くない。年金局がそのような政治情勢を無視できるはずもないし、財政検証結果が政争の具になってはならないことは当然である。また、時間的余裕ができたことによって、オプション試算の組み合わせ試算のような複雑な計算に取り組むこともできたのであろうし、説明資料の充実が図られた点も随所に窺われる。

けれども、オプション試算こそが財政検証の本筋であるというような議論が飛び出すに至っては、思い違いもはなはだしいと思わずにはいられない。前回のオプション試算につ

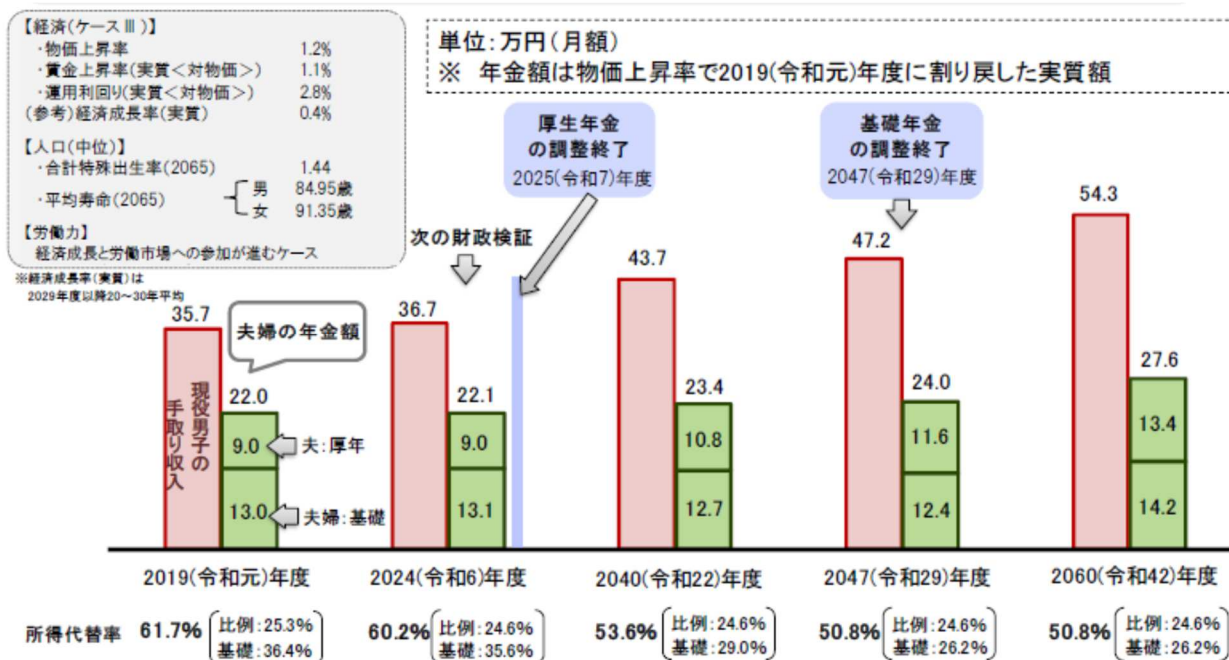
いても、非常に有益な事は認めつつも、論点や考察を限定的にしてしまう恐れがあるのではないかと危惧する向きがあった。今回についていえば、年金部会の駒村委員が、2019年9月19日付の日本経済新聞朝刊29面の経済教室欄で、「基礎年金の劣化回避が急務」として問題提起された国民年金勘定と厚生年金勘定の統合（筆者は、むしろ基礎年金についての勘定分離を望んでいるが）の試算なども必要になってくるのではないかと。

もっとも、オプション試算AとBとで示された方策が当面の現実的な選択肢であることには異論はない。強調しておきたいことは、オプション試算で示された方策のみが対応策ではなく、現行制度全体のあり方を考察することも、年金部会委員を含めた年金関係者の責務であり、国民的な理解や議論につなげて行くための道筋であるということ、決して忘れてはならないということである。

4. 被用者保険の更なる適用拡大（オプション試算A）について

今回の財政検証が明らかにした、というより再確認したのは、マクロ経済スライドによる基礎年金の機能劣化の問題である。基礎的ケースであるケースⅢ（出生中位、死亡中位）において、夫婦2人分で基礎年金の代替率は26.2%、一人分だと13.1%になる（「財政検証」16頁）。経済前提が厳しくなれば、もっと代替率は悪化する。

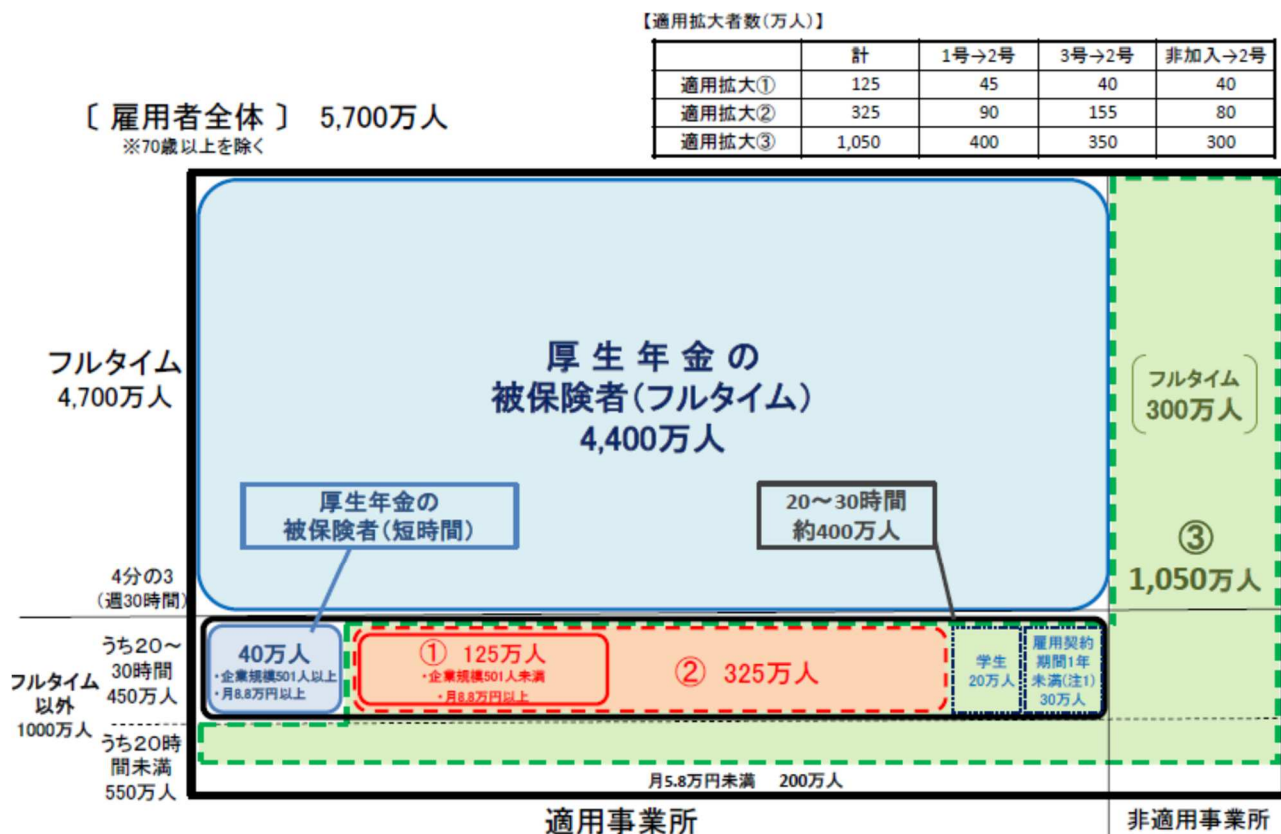
図表4 財政検証結果：ケースⅢ（出生中位、死亡中位）



これに対する方策の一つとして、オプション試算では、Aの被用者保険の更なる適用拡大と、Bの保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択とが、取り上げられている。このうち、Bの受給開始時期の選択は、制度的に在職老齢年金や75歳への繰下げ延長に関わる手当を必要とはするものの、その前提には各個人の年金受給時の選択があるから、現役

世代・将来世代にとって重要な制度的な対応は、Aの被用者保険の更なる適用拡大（対象者数で、図表5に示すように、①②③に区分される。「オプション試算」4頁）と、Bの保険料拠出期間の延長であることになる。

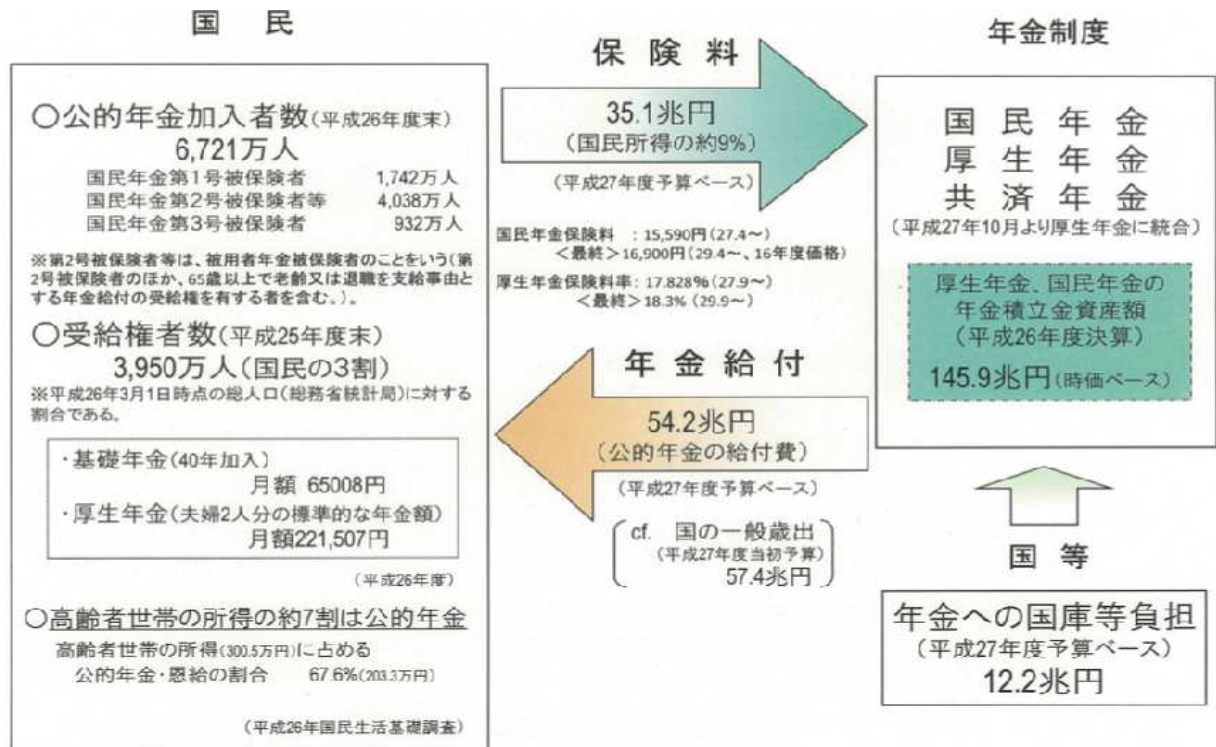
図表5 オプション試算Aにおける適用拡大対象者数（2018年度時点）



現下の情勢を見ると、年金関係者やマスコミの興味や関心が、適用拡大の方に流れているように思われる。元より、現在のように非正規労働者を広範に排除している状況は、先進諸国の被用者年金において見られるものではなく、公平と正義の観点から、適用拡大には早急に取り組む必要があることは、論を待たない。社会保険の負担が増えることを嫌って非正規労働者を排除し、また、低賃金で酷使してきた状況は、日本の労働市場の恥部とも言えるものであり、一刻も早い是正が必要である。

しかし、そのような適用拡大と、基礎年金の代替率の向上とは、本来的な関連はないはずである。ところが、ここに、国民年金勘定と厚生年金勘定とを、財政調整の形で調整しているという構造の問題が出てくるのである。基礎年金は国民全体の助け合いとされているが、実際には確固とした財政基盤を持っているわけではなく、国民年金勘定と厚生年金勘定から基礎年金拠出金を受け取り、国庫負担相当額を加えて、基礎年金相当の給付を行うということになっている（次ページの図表6を参照）。このように、基礎年金勘定は、収入と支出が同一となるように設定されており、実質的には、厚生年金勘定から国民年金勘定に、不足分の資金が移転される仕組みとなっているのである。

図表6 公的年金全体の資金の流れ



(出所) 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000102243.pdf>

では、適用拡大が行われると、何が変化するのか。それは、国民年金の第1号被保険者が第2号被保険者(ないしは第3号被保険者)となり、基礎年金の費用負担が、国民年金勘定から厚生年金勘定に移ることを意味する。もちろん、国民年金から移っていくわけであるから、国民年金の保険料は減少することになるが、20歳以上60歳未満の被保険者の人数頭割りで計算した基礎年金拠出年金の単価は、国民年金の保険料よりも大きいから、適用拡大で国民年金被保険者の数が減少すれば、国民年金勘定の財政状況が良くなるということになるのである。しかし、基礎年金拠出金の算定対象者で見ると、2019年度では、国民年金勘定に属する第1号被保険者は6.6百万人で、第2号・第3号被保険者を含めた全体54.4百万人の12%に過ぎない。ところが、この1割強を対象とする国民年金勘定で、百年後の給付の1年分の年金資産を確保するという条件が、基礎年金全体の代替率を左右するという状況になっているのである。

この状況を、今後の数値を参照して見てみよう。以下の数値は、基礎的ケースⅢ(出生中位、死亡中位)について、財政検証結果と、オプション試算A-③(適用拡大1.050万人ベース)とを比較したものである。なお、比較詳細については、本稿末尾に、参考図表1~3として示している。

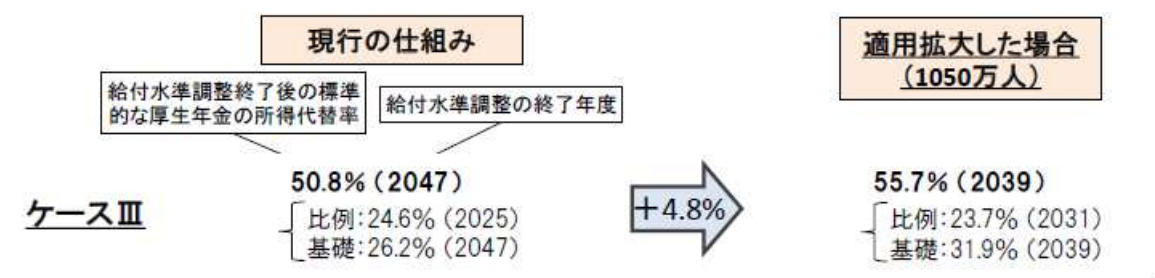
まず、図表 7 に示した基礎年金拠出金対象者の変化について見てみよう。オプション試算 A-③における実施時期は、仮置きで、次期財政検証時点の 2024 年度と設定されている。その 2024 年度の基礎年金拠出金対象者を見ると、現行ベースの合計 52.7 百万人が、54.5 百万人に増加している。その内訳での変化を見ると、第 1 号被保険者が 6.2 百万人→4.3 百万人に減少、第 2 号被保険者は 39.1 百万人→46.1 百万人に増加、第 3 号被保険者が 7.4 百万人→4.1 百万人に減少となっている。全体が増加しているのは、各区分における振り替わりだけでなく、国民年金の未納者等が、実質的に未納のない厚生年金の方に、第 1 号→第 2 号（および第 3 号）として移転するからであろう。また、第 2 号被保険者の増加は、適用拡大による第 3 号被保険者からの移転も含むものである。

図表 7 ケースⅢとオプション A-③の基礎年金拠出金対象者数（単位：百万人）

年度	ケースⅢ（出生中位、死亡中位）				同左オプション A-③				差異 合計
	合計	第 1 号	第 2 号	第 3 号	合計	第 1 号	第 2 号	第 3 号	
2024	52.7	6.2	39.1	7.4	54.5	4.3	46.1	4.1	1.8
2025	52.2	6.1	38.9	7.3	53.9	4.2	45.8	4.0	1.7
2030	49.1	5.4	37.4	6.3	50.8	3.7	43.5	3.5	1.7
2040	42.1	4.4	32.6	5.1	43.5	2.8	38.3	2.4	1.4
2050	37.7	3.9	29.2	4.6	39.0	2.5	34.4	2.1	1.3
2100	21.8	2.3	16.9	2.6	22.6	1.5	19.9	1.2	0.8
2115	18.4	1.9	14.3	2.2	19.1	1.2	16.8	1.0	0.7

これによる代替率の変化は、図表 8（「オプション試算」7 頁）に示す通りである。最終的には、50.8%→55.7%と顕著に上昇するが、その内訳には、大きな変化がある。すなわち、基礎年金の方は、2019 年度の 36.4%が、26.2%（調整終了 2047 年度）→31.9%（調整終了 2039 年度）と好転するのに対し、上乘せの厚生年金の方は、2019 年度の 25.3%が、24.6%（調整終了 2025 年度）→23.7%（調整終了 2031 年度）と、適用拡大した方が若干悪化するのである。

図表 8 オプション試算 A-③ 一定以上収入に適用拡大（約 1,050 万人）の場合



厚生年金側での悪化は、第1号→第2号（および第3号）の振り替わりによって、基礎年金拠出金が増大する効果が大いに見られる。だが、他にも、厚生年金側の財政というか、公的年金財政が悪化する潜在的な要因がある。それは、適用拡大によって、相対的に賃金の低い第2号被保険者が増加することにより、第2号被保険者の平均賃金が下落する可能性があることである。この平均賃金の変化は、賃金上昇率として用いられているものであるから、より賃金上昇率が低いシナリオにつながる可能性があるのである。

一方、基礎年金の代替率好転は、国民年金勘定で、被保険者と給付が減少して年金資産の確保がしやすくなることによるものであるが、この年金資産の2115年度末における金額は、18.9兆円→8.5兆円と半減以下の規模となっている。また、その2115年度の基礎年金拠出金の対象者は、第1号被保険者では1.9百万人（全体比10%）→1.2百万人（全体比6%強）となっている。

基礎年金の劣化を抑止するという観点からすると、オプション試算Aで示された適用拡大は有効であるように見える。しかし、上記のように脆弱な国民年金勘定の一層の脆弱化を基盤としていることからすると、素直に喜べるものではない。また、国民年金の保険料の未納・未加入の状態が改善すると、国民年金勘定の脆弱性が緩和されて、基礎年金の代替率は下落するということになるわけであるが、そうした構造のままではいいのか。

元より、筆者は、適用拡大に反対するものではない。すべての労働者を幅広く被用者年金の対象とすることは当然の事であり、それを怠ってきた罪は大きく、改善は一刻も早く図られるべきである。しかしながら、基礎年金の代替率も向上するからという理由には与し得ない。それは、現行の仕組みの中での仇花のようなものであって、本質的な構造の再検討を、かえって妨げるものになるからである。

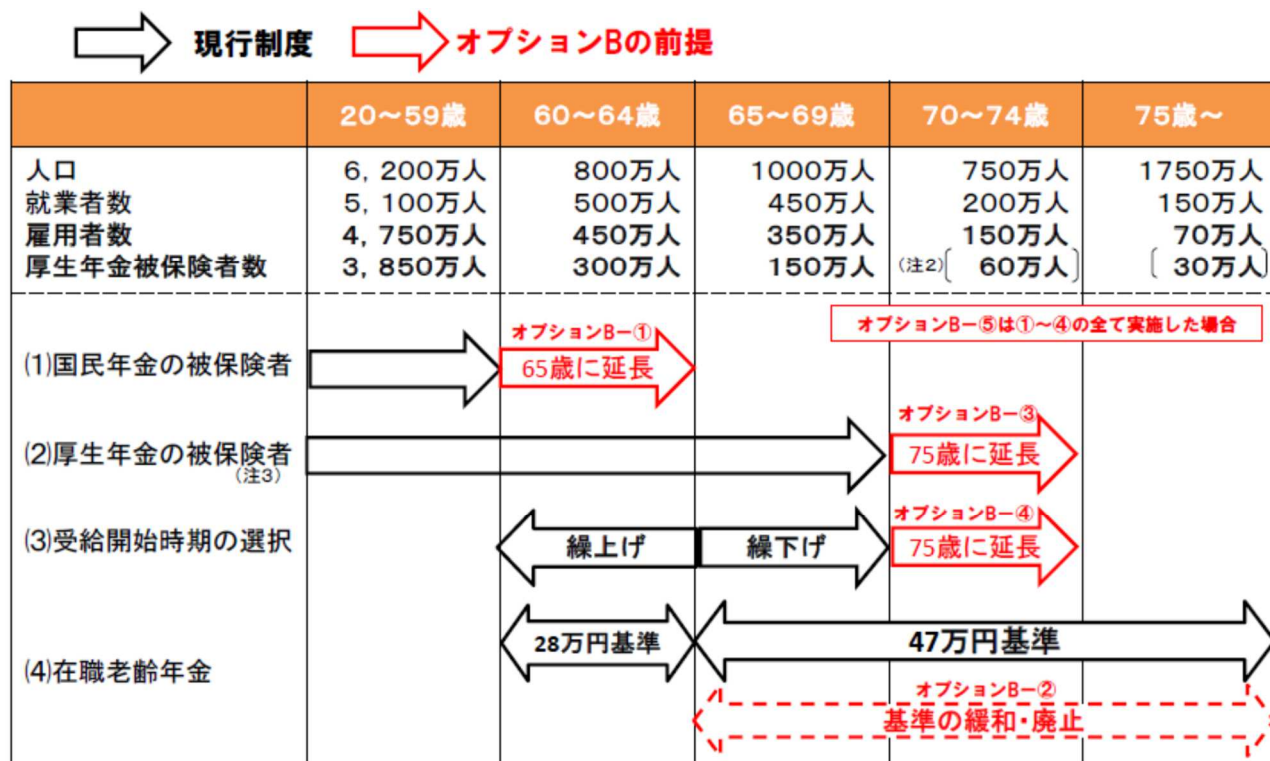
もう一つ考えておかなければならないのは、労働市場の変化である。非正規労働者が、正社員などと同様に社会保険の保護を受けられるようになる適用拡大は、もちろん望ましい。しかし、労働市場では、雇用関係を伴わないフリーランスのような働き方が増えてきている。その中には、本来、雇用関係があるのと同じ保護を要するものもあり、それらについては法的対応が必要であろう。けれども、そのような場合に当たらず、期間限定的なプロジェクトに個人的に参加するような形態も、今後増えてくるものと考えられる。そのような展望をも考えれば、公的年金の主軸は、やはり全国民を対象とする基礎年金を重視する方向でなければならぬと思われる。

5. 基礎年金の保険料拠出期間の延長（オプション試算B-①）について

基礎年金の劣化を食い止める別の方策が、オプション試算B-①の基礎年金の保険料拠出期間の延長である。図表9のオプションBの全体像（「オプション試算」11頁）の中のオプション試算B-①として示されているのは、基礎年金の保険料拠出期間を現行の「20歳から60歳まで」から65歳までに延長することである。これを行えば、保険料拠出期間は

現行の 40 年から 45 年になり、それが給付に反映されて 12.5% 増の給付水準になる。筆者は、これこそが、喫緊の重要な課題であると考えている。

図表 9 オプション B（保険料拠出期間の延長と受給開始時選択）の全体像



この問題の検討にあたって、まず念頭に置くべきことは、公的年金において、基準的な給付の支給開始年齢よりも前に保険料拠出を打ち切ることとするのは、異様であるという認識である⁶。少なくとも先進諸国の公的年金制度においては、そのような制度は見当たらない。

では、何故、そのような取り扱いとなっているのか。それには、1980年の基礎年金制度の導入当時、国民年金と分立していた厚生年金・共済年金において、60歳の定年年齢となっていたことがあげられよう。すなわち、被用者に半分が事業主負担の保険料拠出を求めることができるのは、定年年齢までであり、自営業者などの第1号被保険者に65歳までの保険料拠出を強制するわけにはいかなかったからである。この状況は、現在でも継続している部分があり、65歳まで保険料拠出を延長するにあたっては、慎重な考慮を必要とする。それについては、後述したい。

ともあれ、オプション試算B-①で示された数値について、分析してみよう。以下の数値は、ケースⅢ（出生中位、死亡中位）について、財政検証結果と、オプション試算B-①（基礎年金の拠出期間の65歳までの延長）とを比較したものである。なお、比較詳細については、本稿末尾に、参考図表4～6として示している。

⁶ このことは、企業年金においても通常ではないが、例えば、60歳から65歳への定年延長にあたって、60歳までで掛金拠出を打ち切るという制度は、存在していた。

オプション試算 B-①における実施時期は、仮置きで、次期財政検証時点の 2024 年度に適用拡大の実施の方が先行し、その 2 年後の 2026 年度からと設定されている。また、延長も一挙に行うわけではなく、3 年ごとに 1 年ずつ延長するものという前提の試算である。

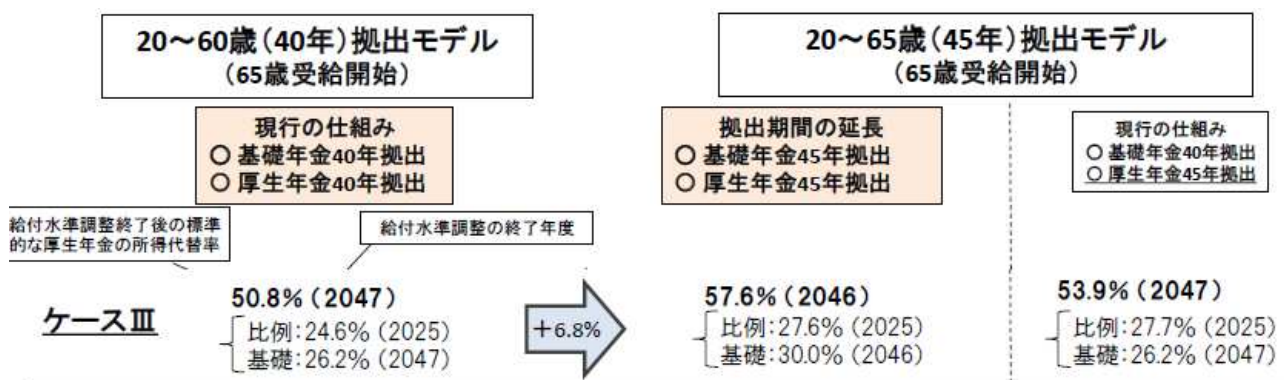
まず、基礎年金拠出金の対象者数を図表 10 で見ると、2115 年度において、ケースⅢの合計 18.4 百万人が、21.1 百万人に増加している。それでも、2019 年度の 54.4 百万人からは人口減少によって激減であるが、少しでも基礎年金の財政を支える人数を確保するという観点からしても、65 歳までの人を拠出対象とすることが必要であることが分かる。

図表 10 ケースⅢとオプション B-①の基礎年金拠出金対象者数 (単位：百万人)

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)				同左オプション試算 B-①				差異 合計
	合計	第 1 号	第 2 号	第 3 号	合計	第 1 号	第 2 号	第 3 号	
2030	49.1	5.4	37.4	6.3	52.1	6.1	39.3	6.7	3.0
2040	42.1	4.4	32.6	5.1	48.6	6.0	36.6	6.0	6.5
2050	37.7	3.9	29.2	4.6	42.8	5.2	32.4	5.3	5.1
2100	21.8	2.3	16.9	2.6	25.0	3.1	18.9	3.1	3.2
2115	18.4	1.9	14.3	2.2	21.1	2.6	15.9	2.6	2.7

代替率の方は、図表 11 (「オプション試算」14 頁) に示すように、50.8%→57.6%と顕著に上昇し、基礎年金で、2019 年度の 36.4%から、26.2% (調整終了 2047 年度)→30.0% (調整終了 2046 年度)、上乘せの厚生年金で、2019 年度の 25.3%から、24.6% (調整終了 2025 年度)→27.8% (調整終了 2025 年度)と、いずれも好転することとなっている⁷。

図表 11 オプション試算 B-① 基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合

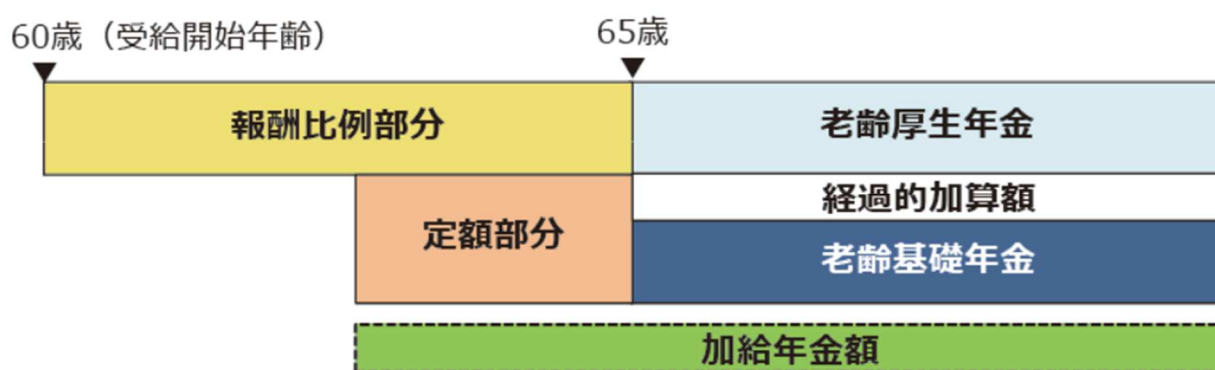


⁷ 「オプション試算詳細」36・37 頁では、拠出延長完了までの間の代替率も上昇するような表示であるが、基礎年金 45 年拠出の場合の参考数値に過ぎず、拠出延長が完了して 45 年拠出とならなければ、新規裁定者の代替率が、この水準になることはない。

厚生年金分の代替率が上昇することについてであるが、これは単純に、厚生年金の加入期間が 20 歳から 60 歳までの 40 年から、65 歳までの 45 年に延びて、その間の標準報酬の累積分だけ増加することによるのであるが、少し注意を要する点がある。それは、現行の仕組みにおいて、60 歳を超えて厚生年金被保険者として働いた場合である。この場合、報酬比例部分は上記と同様に増加することとなるが、基礎年金部分は、現行では 20 歳から 60 歳までの 40 年間であるから、増加しないことになる。これに対し、厚生年金の保険料は、基礎年金分と報酬比例分の給付の両方に対応するものであるのに、60 歳以降は報酬比例分しか給付が増えないので、「掛け捨て」になっており、60 歳以上の保険料を減額すべきではないかと主張されることがある。

この問題は、実は、基礎年金の保険料拠出期間の延長と深く関わっている。先に述べたように、基礎年金が創設された 1980 年当時においては、厚生年金被保険者にかかる定年年齢は 60 歳であった。となると、大卒で会社等に入って厚生年金被保険者となった場合、22 歳から 60 歳までだと、38 年になり、基礎年金の 40 年満額に届かない可能性がある。これに対して、それなりの配慮はなされている。基礎年金の加入期間が 40 年に満たない場合には、満額の 40 年に到るまでの国民年金への任意加入が認められているのである。では、60 歳を超えて厚生年金に加入し続けた場合は、どうなるのか。この場合には、国民年金に任意加入することはできないが、厚生年金側において、厚生年金加入期間が 40 年に到るまでは、基礎年金の対象期間とならない期間（上記の大卒だと 60 歳から 62 歳までの 2 年間）について、基礎年金の給付に対応する定額部分の給付が、「経過的加算」として支給されることとなっているのである。この「経過的加算」のイメージと計算式は、図表 12 のようになっている。

図表 12 「経過的加算」のイメージと計算式



経過的加算額 = 定額部分に相当する額 - 厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額

定額部分 = 1,625 円 × 1.000 × 被保険者期間の月数
 (昭和 21 年 4 月 2 日生まれ以降の場合の月数上限 480 月 (40 年))

(出所) 日本年金機構『老齢年金ガイド (平成 31 年度版)』10、12 頁

ただし、「経過的加算」は、そもそもは、「特別支給の老齢厚生年金を受け取っていた方が 65 歳から受け取る老齢基礎年金は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分にかえて受け取ることとなりますが、当面は、定額部分のほうが老齢基礎年金よりも高額となります。そこで、差額分の年金額を補うため、『経過的加算額』が支給されます。経過的加算額は、定額部分に該当する額から、厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額を差し引いた額となります。」と説明されている。この説明からすると、男性で昭和 36 年 4月2日以降に生まれた人、女性で昭和 41 年 4月2日以降に生まれた人は、厚生年金の報酬比例部分の受給開始は 65 歳からであり、「特別支給の老齢厚生年金」は支給されないのであるから、この「経過的加算」には該当しないように思われる。ところが、そうではなく、そのような人にも、厚生年金の加入期間 40 年を上限として、図表 12 で示した算定式による「経過的加算」が、「当分の間」支給されるのである⁸。

その点から、この「経過的加算」の本質を考えれば、基礎年金と同質のものと言えるであろう。ただし、国庫負担の対象とはならず、厚生年金勘定から給付されるものである。「当分の間」の文言には、将来、厚生年金被保険者にかかる定年が延長され、国民年金の方でも拠出延長の環境が整った暁には、正規の基礎年金となって、「経過的加算」は廃止されることになるはずであるという考え方が滲んでいると思われる。

一方、20 歳より前に厚生年金の被保険者となった場合は、どうなのであろうか。基礎年金分として給付に結びつくのは、20 歳から 60 歳までの 40 年間であり、厚生年金における「経過的加算」も 40 年を限度にしているから、20 歳未満から 60 歳まで継続的に厚生年金の被保険者として保険料を負担していたとしても、20 歳未満の期間については、報酬比例部分の給付には結びつくが、基礎年金の給付には反映されず、「掛け捨て」というような事態が生じることになる。ただし、この場合には、「44 年以上、厚生年金保険に加入している特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）を受けている方が、定額部分の支給開始年齢到達前に、退職などにより被保険者でなくなった場合、報酬比例部分に加えて定額部分も支払われます。」という長期加入者の特例にはなる⁹。しかし、この特例は、過去の 60 歳から 65 歳への支給開始年齢の段階的引き上げの緩和措置であり、今後 65 歳支給開始となる人に適用されることはない。すると、20 歳未満および 60 歳以降の期間については、「経過的加算」で配慮されている部分を除けば、やはり基礎年金に対応する部分の保険料は、「掛け捨て」的な取り扱いになっているわけである。少子高齢化の進展の中で、長く働く社会を目指すことからしても、このような状況の放置は好ましくない。基礎年金の拠出期間を 65 歳まで延長すれば、60 歳以降の期間について大きく改善することができる。ただし、その場合であっても、20 歳未満および 65 歳以降の期間については、何らかの配慮が必要となる場合が残ることはあり得る。

⁸ 厚生年金保険法附則(昭和六〇年五月一日法律第三四号)第 59 条第 2 項

⁹ 厚生年金保険法附則第 9 条の 3

6. 基礎年金の保険料拠出期間の延長を阻むものとその対応策

このように、基礎年金の保険料拠出期間の65歳への延長は、給付の支給開始時期が65歳からであることとの整合性からも当然であり、基礎年金の不足を厚生年金の側で調整している「経過的加算」も解消することができ、長く働くべき政策とも調和するものである。

ところが、これを阻むのが、財源問題、すなわち基礎年金の対象期間の拡大にかかる国庫負担の増加の問題である。基礎年金の給付の2分の1は、国庫負担であるから、その財源調達が問題になるわけである。実は、この課題の解消が前進しかけた時期がある。それは、消費税率が2015年10月に、8%から10%に引き上げられようとしていた時期である。この引き上げは、民主・自民・公明の3党合意により、2014年4月に実施された消費税率の3%から5%への引き上げに続いて行われようとしていたものである。この消費税率の引き上げは、そもそも、基礎年金の国庫負担の3分の1から2分の1への引き上げに対応したものであり、基本的に増収分は社会保障の充実に充てられるものとされていた。ところが、安倍政権は、この10%への引き上げを2度にわたって延期し、しかも、やっと実現した2019年10月からの引き上げでは、食料品への軽減税率に加えて、キャッシュレス還元という増税効果を打ち消すような施策まで行い、税収増の効果を大幅に弱めてしまった。この状況により、国庫負担増を招く基礎年金の保険料拠出期間の延長は立往生し、医療・介護の費用の増大ともあいまって、次なる消費税の引き上げの必要性がささやかれる事態になっているのである。

これに対し、まず財源ありきだと嘯く連中がいる。しかし、このように政治が凡庸で不始末を起こしている状況を批判せずに、さらなる消費税の引き上げの必要性を説く輩こそ、曲学阿世の徒と言えるのではないか。

とは言っても、財源の裏付けがなければ、年金財政は成り立たない。そこで、現実的な対応策を考えてみよう。ただ、その前に、国庫負担の問題は、オプションAの適用拡大においても、無縁ではないことを指摘しておきたい。

図表13は、今回の基礎ケースⅢ（出生中位、死亡中位）と、それに対応するオプションA-③とA-①およびB-①の場合の国庫負担、そしてA-③とB-①についてのケース間での差異を、年度別に示したものである。

これを見ると、国庫負担の増加は、オプションB-①の基礎年金拠出期間の延長よりも、オプションA-③の適用拡大（1050万人ベース）の方が、ずっと大きいことが分かる。それにもかかわらず、前者の国庫負担増ばかりが問題視されるのは、不思議と言わざるを得ない。もっとも、オプションAの適用拡大では、当面有力なのはオプションA-①の企業規模要件を廃止（約125万人）と見られており、その場合の国庫負担増はオプションB-①よりも低い水準ではある。ただし、オプションA-①は、適用拡大の途上と位置付けられるものと思われるので、オプションB-①との比較の対象として適切とは思えない。

図表 13 国庫負担額の推移とケース間の差異

(単位：兆円)

年度	国庫負担				ケース差異		
	ケースⅢ	A-③	A-①	B-①	A③-Ⅲ	B①-Ⅲ	A③-B①
2030	14.5	15.2	14.6	14.6	0.7	0.1	0.6
2035	15.5	16.3	15.6	15.6	0.8	0.1	0.7
2040	16.8	18.3	17.0	17.4	1.5	0.6	0.9
2050	19.1	22.9	19.5	20.9	3.8	1.8	2.0
2060	22.0	26.7	22.5	24.7	4.7	2.7	2.0
2070	24.9	30.7	25.5	28.5	5.8	3.6	2.2
2080	27.9	34.6	28.7	32.0	6.7	4.1	2.6
2090	31.4	39.2	32.3	36.1	7.8	4.7	3.1
2100	35.3	44.0	36.3	40.6	8.7	5.3	3.4
2110	39.8	49.8	40.9	45.7	10.0	5.9	4.1
2115	42.2	52.7	43.4	48.5	10.5	6.3	4.2

(出所)「財政検証詳細」・「オプション試算詳細」より、筆者作成。

(1) 基礎年金の保険料拠出にかかる任意加入期間の拡大

実のところ、基礎年金の保険料拠出期間の拡大には、国庫負担増よりも大きな問題が横たわっている。それは、自営業者等に、60歳超の保険料拠出を強制できるのかという問題である。現状でさえ、個々人が納付する国民年金保険料の納付率の低さが問題になっている。これを60歳超まで延長するとなれば、強硬な反対論も出てくるであろうし、さらなる納付率の低下を招く危険性も大きい。

しかし一方で、基礎年金の給付水準の低下に最も苦しむのは、他ならぬ自営業者等の第1号被保険者である。この矛盾への経過的な対応が、60歳超の期間についての国民年金の任意加入期間の拡大である。現行制度においても、60歳までの国民年金の加入期間が基礎年金満額となる40年に満たない場合には、40年になるまでの任意加入が認められている。これを、45年までにしてはどうかという提案である。

老後に対する備えの重要性が高まる中、私的年金による対応として、確定拠出年金の加入期間の延長が検討されている。企業型では、60歳定年の見直しを背景として、65歳までの年齢を企業型年金規約で定めて拡張する措置がとられているが、個人型年金では、60歳までの加入となっている。これは、個人型年金が、基礎年金を補完するものである以上、当然の措置である。もっとも、上記の任意加入者について、同様に補完機能を果たす国民年金基金では国民年金保険料を納付している任意加入期間中の拠出を認めているのに、確定拠出年金の個人型年金の方では拠出を認めていないのは整合性を欠くものであり、早急

な是正が必要であろう。その是正が行われれば、45年まで延長した場合の任意加入者については、当然に、個人型年金の加入期間も延長でき、基礎年金の拡充とあいまって老後への備えの手段が増すことになる。なお、この任意加入期間の拡大による国庫負担増は、任意加入者の数による点はあるが、国民年金の第1号被保険者に限られるものであるから、僅かであると想定される。そのことについて、以下で説明しよう。

国民年金の第1号保険者の任意加入期間を60歳までの強制加入期間と合算して45年間に延長した場合、厚生年金被保険者の取り扱いをどうするのか、実は、基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に拡張した場合の、最大の論点は、ここにある。もし、国民年金の保険料拠出期間を強制的に65歳まで延長した場合には、厚生年金被保険者の60歳超65歳までの期間も、基礎年金にかかるものとして、当然に国庫負担の対象となる。現在、経過的加算として厚生年金から支給されている給付も、基礎年金拠出金ならびに国庫負担の対象となる。実に、このことが、保険料拠出期間の延長にかかる国庫負担増の主因なのである。

そこで、60歳超65歳までの期間を、国民年金側で強制拠出ではなく任意拠出した場合であるが、この場合には、現行の経過的加算を、40年から45年に延長し、当面は、厚生年金側で給付を行うことが現実的対応ではないかと思われる。45年に延長すれば、先に述べた20歳未満および60歳超の厚生年金保険料にかかる「掛け捨て」も緩和されることとなり、高齢者の就労促進にも間接的に寄与することが期待される。ただし、このような対応とした場合には、厚生年金側の財政が悪化する可能性があるから、それに対する考慮は必要になる。しかし、代替率について言えば、65歳まで拠出のモデルで考えるのが相当であるから、下落するのは避けられるであろう。ともあれ、この場合の試算が必要になる。

元より、本質的な対応ではない。65歳給付開始なら65歳まで拠出が本来であり、任意加入だと、障害基礎年金や遺族基礎年金の満額年金の水準を現行の40年基準から45年基準に見直すことは困難であろう。基礎年金の水準下落の影響を受けるのは、老齢基礎年金より障害基礎年金や遺族基礎年金の方が早いから、この点は、内心忸怩たるものがある。しかし、手をこまねいていても事態は改善しない。一步前進するためには、この任意加入期間の拡大が有効であろう。そして、任意加入者が増加し、環境が整ったところで、強制加入期間を（必要なら段階的に）65歳まで引き上げるのが妥当であると思われる。

（2）在職老齢年金の取り扱いとの関連

ここで、一見、基礎年金の対象期間の拡大とは無関係に思える在職老齢年金の取り扱いについて考えてみたい。在職老齢年金制度は、厚生年金の受給者について、在職していても厚生年金の適用を受けて給与を得ている場合に、厚生年金の金額を減額するというものである。すなわち、高齢者の就労にペナルティを課すようなものであり、少子高齢化に対応するための高齢者の就労促進を阻害するものとして、批判を浴びてきた。

この在職老齢年金の概要は、図表 14 に示す通りである。60 歳から 65 歳までの在職者に対する減額（いわゆる「低在労」）と、65 歳以上の在職者に対する減額（いわゆる「高在労」）とがある。低在労に対する年金減額の方が厳しく、「賃金＋年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が 28 万円を上回る場合は、賃金 2 に対し、年金を 1 停止」し、「賃金が 47 万円を上回る場合は、賃金 1 に対し、年金を 1 停止（すなわち全額停止）」としている。支給停止の状況につき、2019 年度末推計値で、対象者は約 67 万人で、停止額は約 4,800 億円とされている。

図表 14 在職老齢年金制度の概要¹⁰

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図 (※)年金額は10万円と仮定
60～64歳	<ul style="list-style-type: none"> 賃金＋年金(厚生年金の定額部分も含む)の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 賃金が47万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年(女性は2030年)以降、対象はいなくなる。 	<p>約67万人(※) 約4,800億円</p> <p>(注)2019年度末の推計値</p> <p>(※)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。</p>	
65歳以上	<p><65～70歳></p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金＋年金(基礎年金は対象外)の合計額が現役世代の平均月収相当(47万円)を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。 	<p>約41万人(※) 約4,100億円</p> <p>(注)2018年度末</p> <p>(※)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。</p>	

この低在労は、就労抑止の弊害があるとされており、厚生労働省もそのことを認めているが、今回のオプション試算でも、その緩和や廃止を政策課題としては提示していない。その理由として、60 歳から 65 歳までの期間は、「基本的就労期間であるところ、低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給する仕組み」と位置付けていることがある。しかしながら、実際には、厚生年金の支給開始年齢が 65 歳に引き上げられた一方で、企業の定年年齢は基本的に 60 歳であり、そのことに配慮して、生年月日に応じて 65 歳までは別途の給付として報酬比例部分が支給されており、受給者の意識としては、65 歳以前から厚生年金が支給されているのと変わるところは少ない。加えて、厚生年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに応じた企業の高齢者に対する雇用延長も義務付けられており、働く高齢者も増加している。すなわち、現役時代の収入や貯蓄が少なく、やむを得ず働く「低賃金の在職者」を対象とする制度というものとはなっていないのである。

それでも、厚生労働省は、「厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する 2025 年（女性は 2030 年）以降は、対象はいなくなる」として、制度の見直しには消極的なので

¹⁰ 社会保障審議会年金部会第 11 回（2019 年 10 月 9 日）資料 1 の 2 頁

あるが、この認識には、大きな問題があると言わざるを得ない。高齢者の就労を定着・促進させるためには、今こそ、2025年や2030年に向けた期間こそが、重要なのではないか。その重要な期間について、就労を阻害すると認識しているのであるから、早急な対応が必要であろう。

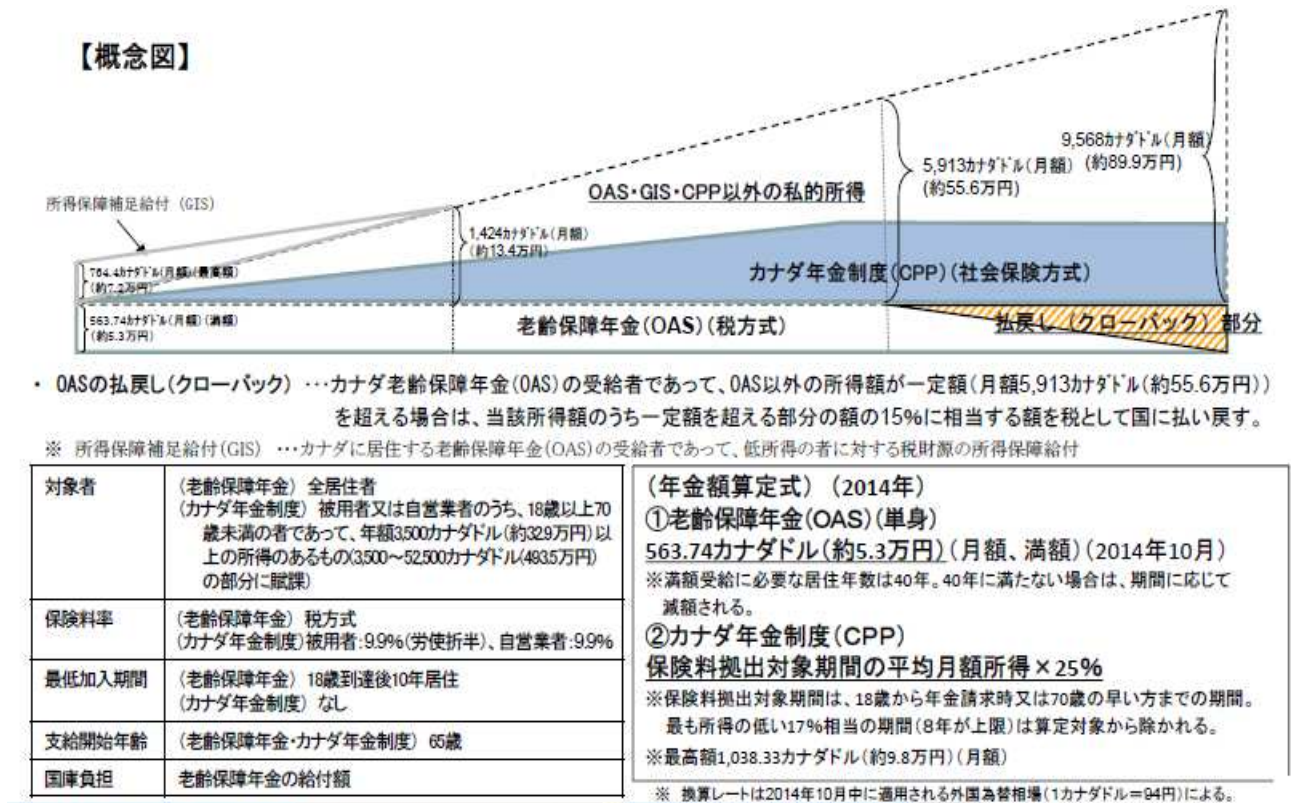
実のところ、この低在労の見直しが進まない最大の要因は、約7,000億円（財政検証時点、現時点推計値は4,800億円）という支給停止額の規模であろう。廃止して年金を支給するとなれば、その財源が問題になる。財源問題は、後述する高在労の見直しとも絡んでくるもので、現在の高齢者の年金改善にはなるが、将来世代の代替率を引き下げることになるという悩ましい面を持っている。

しかし、この問題は、本来、年金制度の枠内だけで考えるべきものではない。在職老齢年金による年金減額は、保険料を支払って給付の権利を獲得するという社会保険の考え方にもとるものであるが、一方で、高い給与をもらいながら、高額な年金の受給を許してもよいのかという国民感情にも基づいている。だが、そのような年金も含めて高所得者となる人への対応は、本来、税制の方での問題であろう。この点で、現行税制は、給与収入と年金収入とを給与所得と雑所得に区分し、それぞれについて給与所得控除と公的年金等控除を認めるという高所得者にとって有利な状況を許している。かねてより、給付も年金も同一の所得区分とし、控除の2重適用を見直すべきであるという主張があるが、改善に向けた動きは見えてきていない。

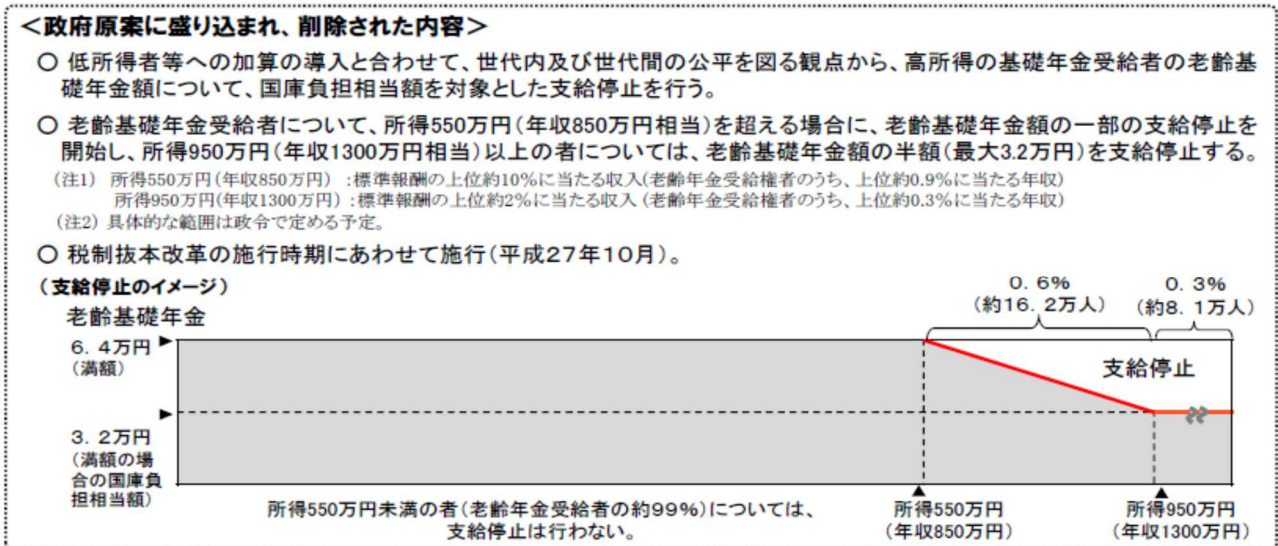
こうした状況の下で、在職老齢年金による年金減額にも一定の意味があるという考え方も出てくるわけであるが、税の問題を年金側で対応することには、不都合や不整合も出てきやすい。そこで考えられるのが、税と年金とを有機的に取り扱っているカナダの事例である。その仕組みは、図表15に示すようなもので、クローバック（claw back、意味は「回収」）と呼ばれている。すなわち、「カナダ老齢保障年金（OAS）の受給者であって、OAS以外の所得額が一定額（月額5,913カナドル（約55.6万円））を超える場合は、当該所得額のうち一定額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す。」というものである。

この仕組みで注目すべきは、「税として国に払い戻す」という位置づけで、「保障年金の給付から控除する」という年金減額を正当化していることである。「働いたら年金を減らす」ということではなく、「年金は減額しない→税負担は増える→年金を減らして調整する」というルートにしているのである。実は、我が国の公的年金制度でも、図表16のようなクローバック類似の制度を導入しようとしたことがある。結果的に、この案は削除されることになったが、国庫負担分の一部を支給停止するというところが、クローバックに類似しているということである。

図表 15 カナダのクローバック制度の概要¹¹



図表 16 高所得者に対する年金額の調整(クローバック)の試み¹²



では、このクローバックの考え方を、拠出期間延長の際に不足する国庫負担と、在職老齢年金での年金減額の調整に使うことができないか、というのが以下に示す発想である。在職老齢年金での年金減額は、現在、厚生年金において行われている。しかし、厚生年金は、報酬比例の年金であり、働いて減ることには、当然に違和感が大きい。それよりも、

¹¹ 社会保障審議会年金部会第26回(2016年10月15日)資料2の31頁

¹² 同上の7頁

半分が税負担である基礎年金側で対応する方が自然ではないかと考えられる。

では、具体的にどうするのか。現行での経過的加算を、本来の基礎年金給付として位置付けるのである。そうすれば、厚生年金勘定での給付は減る一方、基礎年金拠出金が増え、国庫負担も増える。この国庫負担の増加分に、在職老齢年金の減額分を充てられないかという考え方である。その財源は、低在労分で約 7000 億円ある。低在労の受給者にとってみると、在職老齢年金見合いの減額は変わらないから、給付は変わらない。変わるのは、厚生年金勘定と基礎年金拠出金を介した基礎年金勘定および国庫負担のみである。もっとも、これが成り立つのかは、数値的にチェックしてみないと分からない。しかし、重要な点がある。この形にすれば、将来の経過的加算の期間延長、引いては基礎年金保険料の 45 年への延長の道筋につながっていくということである。

一方、高在労は、「賃金＋年金（基礎年金は対象外）の合計額が現役世代の平均月収相当（47 万円）を上回る場合は、賃金 2 に対し、年金を 1 停止」というもので、これについては、「①働いても不利にならないようにすべき ②現役世代とのバランスから、一定以上賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき」の 2 つの要請のバランスの中で、「高賃金の在職者の年金を支給停止する仕組み」とされている。この支給停止の状況は、2018 年度末時点で、対象者は約 41 万人で、停止額は約 4,100 億円とされている。

この高在労の方の就労阻害については、厚生労働省は定かではないとしているが、それは当然で、現時点において 65 歳を超えて働いている人は、そんなに多くはなく、被用者においては一般的でもないと思われるからである。それでも、今後を睨んで、財政検証で高齢者の労働参加の重要性を強調したことから、厚生労働省は、廃止はともかく、緩和の検討は必要としており、基準の 47 万円を 62 万円に、いや 51 万円に、というような議論が出てきている状況である。ここでも、支給停止額約 4,000 億円（財政検証当時）が、基礎的ケースⅢの場合の代替率で、廃止だと▲0.4%、62 万円に引き上げだと▲0.2%引き下げることになることが問題視されている状況である。

不思議なのは、ならば、何故にクローバックを再検討しないのかということである。先述の削除されたクローバック案なら、所得のある人全体に適用できるが、高在労での対応では、厚生年金の適用を受けて働いている人に対してしか効果はなく、本当に高所得の人は、厚生年金の適用を受けない働き方を選択することもできるであろう。公平性の観点からして、厚生年金の枠内での在職老齢年金による減額には、やはり疑問が残る。

おわりに

以上、今回の財政検証・オプション試算で提示された膨大な計算に加え、筆者の問題意識をもとに、財政検証報告時の議事録や、過去の年金部会の資料なども参照しながら、財政検証で浮かび上がった問題を考察してみた。

その考察を通じて改めて感じたのは、財政検証・オプション試算は材料であって、今後の公的年金制度の在り方については、年金関係者はもちろん、国民一人一人が改めて考える必要があるということである。オプション試算で示された対応策にこだわって議論を進めることは極めて危険である。今や、年金部会の資料も議事録も公開されており、丹念に調べれば、過去の検討状況や当時の議論の内容を、追いかけて行くことができる。5年ごとの財政検証の公表が、国民に問いかけているのは、結果に一喜一憂することなく、何が本来あるべき姿なのか、その方向に向かって、公的年金制度の安定性・公平性・十分性を確保するためには、どのような努力が必要なのかを、今一度、噛みしめることではないだろうか。それは、まさに、日本国憲法第12条において、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」としていることの体現ではないかと思われる。

(本文、以上)

参照文献

社会保障審議会年金部会〈回数表示は、新規招集に都度発番〉

2019年8月27日（第9回）

〈資料〉https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00011.html

資料1 「財政検証まとめ」

資料2-1 :本文中で「財政検証」として参照

資料2-2 ;本文中で「財政検証詳細」として参照

資料3-1 :本文中で「オプション試算」として参照

資料3-2 :本文中で「オプション試算詳細」として参照

資料4 「財政検証関連」

厚生労働省ホームページ「将来の公的年金の財政見通し（財政検証）」にも登載

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>)

〈議事録〉https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204770_00014.html

2019年10月9日（第11回）

資料1 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000555792.pdf>

2014年10月15日（第26回）

資料2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061265.html>

社会保障審議会年金数理部会の報告書（2011年3月28日）

『平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証』

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001kr28-att/2r9852000001kwru.pdf>)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

(http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)

日本年金機構『老齢年金ガイド（平成31年度版）』

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03.pdf>

参考図表 1 ケースⅢとオプション試算A-③との比較【厚生年金勘定】

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)				同左オプション試算A-③				差異															
	収入		支出		収入		支出		収入		支出													
	(保険)	(運用)	(国庫)	合計	(保険)	(運用)	(国庫)	合計	(保険)	(運用)	(国庫)	合計												
	合計				合計				合計				合計											
2019	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	0.0	0.0	0.0	0.0				
2020	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	0.0	0.0	0.0	0.0				
2021	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	0.0	0.0	0.0	0.0				
2022	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	0.0	0.0	0.0	0.0				
2023	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	0.0	0.0	0.0	0.0				
2024	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	59.8	44.0	3.7	11.9	53.1	23.4	5.7	215.3	3.7	3.1	0.1	0.4	0.0	1.0	2.7	
2025	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	62.0	45.6	4.2	12.1	53.9	23.8	7.3	222.6	4.1	3.5	0.1	0.5	0.0	1.0	3.3	
2030	70.0	47.6	9.8	12.5	59.5	24.8	10.5	255.5	76.0	51.6	10.7	13.7	59.5	27.1	14.3	278.8	6.0	4.0	0.9	1.2	0.0	2.3	3.8	
2035	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	83.5	55.2	13.7	14.6	65.0	29.0	15.8	356.9	7.8	4.7	1.7	1.4	0.0	2.6	5.0	
2040	81.5	53.3	13.9	14.3	72.6	28.6	8.9	358.8	91.4	58.5	16.7	16.3	72.6	32.5	14.2	432.6	9.9	5.2	2.8	2.0	0.0	3.9	5.3	
2050	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	106.1	64.7	21.2	20.2	85.9	40.3	9.1	545.5	13.9	5.5	4.3	4.1	0.0	8.1	2.8	
2060	104.7	67.2	19.1	18.4	99.8	36.8	4.8	489.0	121.1	73.3	24.2	23.5	99.8	47.0	6.4	621.3	16.4	6.1	5.1	5.1	0.0	10.2	1.6	
2070	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	135.5	82.6	25.9	27.0	114.5	54.0	2.6	662.8	18.8	7.1	5.5	6.2	0.0	12.4	0.4	
2080	128.8	84.6	20.9	23.3	129.1	6.6	-0.3	531.9	149.5	92.6	26.4	30.6	129.1	61.1	-0.8	671.8	20.7	8.0	5.5	7.3	0.0	54.5	-0.5	
2090	141.6	95.3	20.0	26.3	145.8	52.6	-4.2	506.7	163.8	104.2	25.0	34.6	145.8	69.2	-6.0	634.8	22.2	8.9	5.0	8.3	0.0	16.6	-1.8	
2100	154.1	107.3	17.3	29.5	164.0	59.1	-9.9	436.2	177.6	117.3	21.4	38.9	164.0	77.9	-13.1	539.6	23.5	10.0	4.1	9.4	0.0	18.8	-3.2	
2110	165.2	120.2	11.6	33.3	184.8	66.6	-19.6	287.0	189.4	131.5	14.1	43.9	184.8	87.8	-25.4	345.5	24.2	11.3	2.5	10.6	0.0	21.2	-5.8	
2115	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	-26.1	169.9	194.1	139.3	8.3	46.6	196.0	93.1	-33.7	194.1	24.2	11.9	1.1	11.3	0.0	22.5	-7.6	

参考図表 2 ケースⅢとオプション試算 A-③との比較【国民年金勘定】

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)		同左オプション試算A-③		差異		収支差 年度末 積立金															
	収入	支出	収入	支出	収入	支出																
	合計	(保険 運用 国庫合計)	合計	(保険 運用 国庫合計)	合計	(保険 運用 国庫合計)	(拠出金)															
2019	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
2020	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
2021	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
2022	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
2023	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
2024	3.4	1.3	0.2	1.9	3.6	1.3	0.2	1.5	2.6	3.4	-0.1	10.9	2.6	0.9	0.2	11.0	-0.8	0.0	-0.4	-1.0	0.1	0.1
2025	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	1.3	0.2	1.5	2.6	3.5	-0.1	10.8	2.6	0.9	0.2	11.0	-0.9	0.0	-0.4	-1.0	0.1	0.2
2030	3.9	1.3	0.4	2.1	3.8	1.3	0.4	1.7	2.9	3.7	0.1	10.9	3.1	0.9	0.4	11.6	-0.8	0.0	-0.4	-0.9	0.1	0.7
2035	4.1	1.3	0.4	2.3	3.9	1.3	0.4	1.8	2.9	3.8	0.1	11.9	3.2	0.9	0.5	12.7	-0.9	0.0	-0.4	-1.0	0.1	0.8
2040	4.3	1.4	0.5	2.5	4.3	1.4	0.5	2.0	3.2	4.2	0.1	12.9	3.5	0.9	0.5	14.0	-0.8	0.0	-0.5	-1.1	0.1	1.1
2050	5.0	1.5	0.5	3.0	4.9	1.5	0.5	2.7	4.1	4.8	0.1	15.6	4.3	1.0	0.6	16.0	-0.7	0.0	-0.5	-1.1	0.1	0.4
2060	5.9	1.7	0.6	3.6	5.8	1.7	0.6	3.3	4.9	5.7	0.1	18.4	5.0	1.1	0.7	17.5	-0.9	0.0	-0.6	-1.1	0.1	-0.9
2070	6.6	1.9	0.6	4.1	6.5	1.9	0.6	3.7	5.6	6.5	0.1	20.7	5.7	1.2	0.7	18.5	-0.9	0.0	-0.7	-1.1	0.1	-2.2
2080	7.3	2.2	0.6	4.6	7.3	2.2	0.6	4.1	6.2	7.2	0.0	22.9	6.2	1.4	0.7	18.9	-1.1	0.0	-0.8	-1.1	0.1	-4.0
2090	8.2	2.4	0.6	5.1	8.2	2.4	0.6	4.6	7.0	8.2	0.0	24.3	6.9	1.6	0.7	18.4	-1.3	0.0	-0.8	-1.2	0.1	-5.9
2100	9.1	2.7	0.6	5.8	9.2	2.7	0.6	5.1	7.8	9.2	-0.1	24.5	7.5	1.8	0.6	16.3	-1.6	0.0	-0.9	-1.4	0.0	-8.2
2110	10.1	3.1	0.5	6.5	10.4	3.1	0.5	5.7	8.8	10.3	-0.3	21.9	8.2	2.0	0.5	12.0	-1.9	0.0	-1.1	-1.6	0.0	-9.9
2115	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	3.3	0.4	6.1	9.3	11.0	-0.4	18.9	8.5	2.1	0.3	8.5	-2.1	0.0	-1.2	-1.7	0.0	-10.4

参考図表3 ケースⅢとオプション試算A-③との比較【拠出金対象者・代替率】

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)				同左オプション試算A-③				差異									
	基礎年金拠出金対象者		代替率		基礎年金拠出金対象者		代替率		合計		合計		代替率					
	第1号	第2号	第3号	合計	第1号	第2号	第3号	合計	第1号	第2号	第3号	合計	第1号	第2号	第3号	合計		
2019	54.4	6.6	39.4	8.3	61.7	36.4	25.3	54.4	6.6	39.4	8.3	61.7	36.4	25.3	0.0	0.0	0.0	0.0
2020	54.2	8.5	39.5	8.1	61.5	36.3	25.2	54.2	8.5	39.5	8.1	61.5	36.3	25.2	0.0	0.0	0.0	0.0
2021	53.9	6.5	39.5	8.0	61.4	36.2	25.2	53.9	6.5	39.5	8.0	61.4	36.2	25.2	0.0	0.0	0.0	0.0
2022	53.5	6.4	39.4	7.8	61.1	36.1	25.0	53.5	6.4	39.4	7.8	61.1	36.1	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2023	53.2	6.3	39.2	7.6	60.7	35.9	24.8	53.2	6.3	39.2	7.6	60.7	35.9	24.8	0.0	0.0	0.0	0.0
2024	52.7	6.2	39.1	7.4	60.2	35.6	24.6	54.5	4.3	46.1	4.1	60.2	35.6	24.6	1.8	-1.9	7.0	-3.3
2025	52.2	6.1	38.9	7.3	59.9	35.3	24.6	53.9	4.2	45.8	4.0	59.7	35.3	24.4	1.7	-1.9	6.9	-3.3
2030	49.1	5.4	37.4	6.3	58.3	33.7	24.6	50.8	3.7	43.5	3.5	59.2	35.3	23.9	1.7	-1.7	6.1	-2.8
2035	45.1	4.8	34.6	5.6	56.1	31.5	24.6	46.5	3.1	40.5	2.9	57.1	33.3	23.7	1.4	-1.7	5.9	-2.7
2040	42.1	4.4	32.6	5.1	53.6	29.0	24.6	43.5	2.8	38.3	2.4	55.7	31.9	23.7	1.4	-1.6	5.7	-2.7
2050	37.7	3.9	29.2	4.6	50.8	26.2	24.6	39.0	2.5	34.4	2.1	55.7	31.9	23.7	1.3	-1.4	5.2	-2.5
2060	34.0	3.5	26.3	4.1	50.8	26.2	24.6	35.1	2.3	31.0	1.9	55.7	31.9	23.7	1.1	-1.2	4.7	-2.2
2070	30.4	3.2	23.6	3.7	50.8	26.2	24.6	31.5	2.0	27.7	1.7	55.7	31.9	23.7	1.1	-1.2	4.1	-2.0
2080	27.1	2.8	21.0	3.3	50.8	26.2	24.6	28.0	1.8	24.7	1.6	55.7	31.9	23.7	0.9	-1.0	3.7	-1.7
2090	24.4	2.5	18.9	3.0	50.8	26.2	24.6	25.2	1.6	22.2	1.4	55.7	31.9	23.7	0.8	-0.9	3.3	-1.6
2100	21.8	2.3	16.9	2.6	50.8	26.2	24.6	22.6	1.5	19.9	1.2	55.7	31.9	23.7	0.8	-0.8	3.0	-1.4
2110	19.5	2.0	15.1	2.4	50.8	26.2	24.6	20.1	1.3	17.8	1.1	55.7	31.9	23.7	0.6	-0.7	2.7	-1.3
2115	18.4	1.9	14.3	2.2	50.8	26.2	24.6	19.1	1.2	16.8	1.0	55.7	31.9	23.7	0.7	-0.7	2.5	-1.2

参考図表 4 ケースⅢとオプション試算 B-①との比較【厚生年金勘定】

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)				同左オプション試算B-①				差異																
	収入	(保険)	(運用)	支出	収入	(保険)	(運用)	支出	収入	(保険)	(運用)	支出	収入	(保険)	(運用)	支出									
年度	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計									
2019	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
2020	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
2021	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
2022	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
2023	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
2024	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	23.4	3.0	215.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	2.7	
2025	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	23.8	4.0	222.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	6.1	
2030	70.0	47.6	9.8	12.5	59.5	24.8	10.5	255.5	69.9	47.6	9.8	12.5	59.3	27.1	10.6	278.8	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.2	2.3	0.1	23.3	
2035	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	75.7	50.5	12.0	13.1	64.6	29.0	11.1	356.9	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.4	2.6	0.3	46.7
2040	81.5	53.3	13.9	14.3	72.6	28.6	8.9	358.8	81.7	53.3	14.0	14.4	72.4	32.5	9.3	432.6	0.2	0.0	0.1	0.1	-0.2	3.9	0.4	73.8	
2050	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	93.6	59.2	17.2	17.2	87.0	40.3	6.6	545.5	1.4	0.0	0.3	1.1	1.1	8.1	0.3	111.4	
2060	104.7	67.2	19.1	18.4	99.8	36.8	4.8	489.0	106.8	67.2	19.5	20.1	101.7	47.0	5.1	621.3	2.1	0.0	0.4	1.7	1.9	10.2	0.3	132.3	
2070	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	119.5	75.5	20.9	23.1	117.1	54.0	2.4	662.8	2.8	0.0	0.5	2.3	2.6	12.4	0.2	141.1	
2080	128.8	84.6	20.9	23.3	129.1	6.6	-0.3	531.9	132.0	84.6	21.4	26.0	132.3	61.1	-0.2	671.8	3.2	0.0	0.5	2.7	3.2	54.5	0.1	139.9	
2090	141.6	95.3	20.0	26.3	145.8	52.6	-4.2	506.7	145.1	95.3	20.5	29.3	149.5	69.2	-4.3	634.8	3.5	0.0	0.5	3.0	3.7	16.6	-0.1	128.1	
2100	154.1	107.3	17.3	29.5	164.0	59.1	-9.9	436.2	157.9	107.3	17.7	32.9	168.1	77.9	-10.2	539.6	3.8	0.0	0.4	3.4	4.1	18.8	-0.3	103.4	
2110	165.2	120.2	11.6	33.3	184.8	66.6	-19.6	287.0	169.3	120.2	11.0	37.1	189.4	87.8	-20.1	345.5	4.1	0.0	-0.6	3.8	4.6	21.2	-0.5	58.5	
2115	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	-26.1	169.9	174.2	127.4	7.4	39.4	200.9	93.1	-26.7	194.1	4.3	0.0	0.2	4.1	4.9	22.5	-0.6	24.2	

参考図表 5 ケースⅢとオプション試算 B-①との比較【国民年金勘定】

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)				同左オプション試算B-①				差異							
	収入	(保険)	(運用)	支出	収入	(保険)	(運用)	支出	収入	(保険)	(運用)	支出	収入	(保険)	(運用)	支出
	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
2019	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9
2020	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9
2021	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9
2022	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9
2023	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	1.9
2024	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	1.3	0.2	2.0	3.4	1.3	0.2	2.0	3.4	1.3	0.2	2.0
2025	3.5	1.3	0.2	2.0	3.5	1.3	0.2	2.0	3.5	1.3	0.2	2.0	3.5	1.3	0.2	2.0
2030	3.9	1.3	0.4	2.1	4.2	1.5	0.4	2.3	4.2	1.5	0.4	2.3	4.2	1.5	0.4	2.3
2035	4.1	1.3	0.4	2.3	4.7	1.7	0.5	2.5	4.4	1.7	0.5	2.5	4.4	1.7	0.5	2.5
2040	4.3	1.4	0.5	2.5	5.4	1.9	0.5	3.0	5.1	1.9	0.5	3.0	5.1	1.9	0.5	3.0
2050	5.0	1.5	0.5	3.0	6.4	2.0	0.6	3.7	6.2	2.0	0.6	3.7	6.2	2.0	0.6	3.7
2060	5.9	1.7	0.6	3.6	7.7	2.3	0.7	4.6	7.5	2.3	0.7	4.6	7.5	2.3	0.7	4.6
2070	6.6	1.9	0.6	4.1	8.7	2.6	0.8	5.4	8.6	2.6	0.8	5.4	8.6	2.6	0.8	5.4
2080	7.3	2.2	0.6	4.6	9.8	2.9	0.8	6.0	9.7	2.9	0.8	6.0	9.7	2.9	0.8	6.0
2090	8.2	2.4	0.6	5.1	10.9	3.3	0.8	6.8	10.9	3.3	0.8	6.8	10.9	3.3	0.8	6.8
2100	9.1	2.7	0.6	5.8	12.1	3.7	0.8	7.6	12.3	3.7	0.8	7.6	12.3	3.7	0.8	7.6
2110	10.1	3.1	0.5	6.5	13.4	4.2	0.7	8.6	13.8	4.2	0.7	8.6	13.8	4.2	0.7	8.6
2115	10.6	3.3	0.4	6.9	14.0	4.4	0.6	9.1	14.6	4.4	0.6	9.1	14.6	4.4	0.6	9.1

参考図表 6 ケースⅢとオプション試算 B-①との比較【拠出金対象者・代替率】

年度	ケースⅢ (出生中位、死亡中位)				同左オプション試算B-①				差異												
	基礎年金拠出金対象者		代替率		基礎年金拠出金対象者		代替率					代替率									
	合計	(第1号)	(第2号)	(第3号)	合計	比例	合計	比例		合計	比例	(第1号)	(第2号)	(第3号)	合計	基礎	比例				
2019	54.4	6.6	39.4	8.3	61.7	36.4	25.3	54.4	6.6	39.4	8.3	69.4	40.9	28.4	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	4.5	3.1
2020	54.2	8.5	39.5	8.1	61.5	36.3	25.2	54.2	8.5	39.5	8.1	69.2	40.8	28.4	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	4.5	3.2
2021	53.9	6.5	39.5	8.0	61.4	36.2	25.2	53.9	6.5	39.5	8.0	69.1	40.8	28.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	4.6	3.1
2022	53.5	6.4	39.4	7.8	61.1	36.1	25.0	53.5	6.4	39.4	7.8	68.8	40.6	28.2	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	4.5	3.2
2023	53.2	6.3	39.2	7.6	60.7	35.9	24.8	53.2	6.3	39.2	7.6	68.3	40.4	27.9	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	4.5	3.1
2024	52.7	6.2	39.1	7.4	60.2	35.6	24.6	52.7	6.2	39.1	7.4	67.8	40.1	27.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	4.5	3.1
2025	52.2	6.1	38.9	7.3	59.9	35.3	24.6	52.2	6.1	38.9	7.3	67.4	39.7	27.6	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	4.4	3.0
2030	49.1	5.4	37.4	6.3	58.3	33.7	24.6	52.1	6.1	39.3	6.7	65.5	37.9	27.6	3.0	0.7	1.9	0.4	7.2	4.2	3.0
2035	45.1	4.8	34.6	5.6	56.1	31.5	24.6	50.5	6.1	38.1	6.3	63.1	35.4	27.6	5.4	1.3	3.5	0.7	7.0	3.9	3.0
2040	42.1	4.4	32.6	5.1	53.6	29.0	24.6	48.6	6.0	36.6	6.0	60.2	32.6	27.6	6.5	1.6	4.0	0.9	6.6	3.6	3.0
2050	37.7	3.9	29.2	4.6	50.8	26.2	24.6	42.8	5.2	32.4	5.3	57.6	30.0	27.6	5.1	1.3	3.2	0.7	6.8	3.8	3.0
2060	34.0	3.5	26.3	4.1	50.8	26.2	24.6	38.9	4.8	29.4	4.8	57.6	30.0	27.6	4.9	1.3	3.1	0.7	6.8	3.8	3.0
2070	30.4	3.2	23.6	3.7	50.8	26.2	24.6	34.8	4.3	26.3	4.3	57.6	30.0	27.6	4.4	1.1	2.7	0.6	6.8	3.8	3.0
2080	27.1	2.8	21.0	3.3	50.8	26.2	24.6	31.0	3.8	23.4	3.8	57.6	30.0	27.6	3.9	1.0	2.4	0.5	6.8	3.8	3.0
2090	24.4	2.5	18.9	3.0	50.8	26.2	24.6	27.8	3.4	21.0	3.4	57.6	30.0	27.6	3.4	0.9	2.1	0.4	6.8	3.8	3.0
2100	21.8	2.3	16.9	2.6	50.8	26.2	24.6	25.0	3.1	18.9	3.1	57.6	30.0	27.6	3.2	0.8	2.0	0.5	6.8	3.8	3.0
2110	19.5	2.0	15.1	2.4	50.8	26.2	24.6	22.3	2.7	16.8	2.7	57.6	30.0	27.6	2.8	0.7	1.7	0.3	6.8	3.8	3.0
2115	18.4	1.9	14.3	2.2	50.8	26.2	24.6	21.1	2.6	15.9	2.6	57.6	30.0	27.6	2.7	0.7	1.6	0.4	6.8	3.8	3.0